

令和8年1月

かすみがうら市都市建設部都市整備課

かすみがうら市耐震改修促進計画の計画期間延長について

かすみがうら市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）。以下「耐震改修促進法」という。」に基づく『かすみがうら市耐震改修促進計画』を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

耐震改修促進計画は、耐震改修促進法により国が定める「基本方針」に基づき策定することとされており、今年度、国から示された「基本方針」を踏まえた見直しを行うため、現計画の「かすみがうら市耐震改修促進計画（令和4年3月策定）」で令和7年度までとしている計画期間を1年延長し、令和8年度までといたします。

次期「かすみがうら市耐震改修促進計画」の改定については、令和8年度に改定予定です。

＜計画期間の延長＞

- 現計画期間：令和4年度～令和7年度
- 変更後計画期間：令和4年度～令和8年度